

議案第31号

目黒区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

目黒区自転車等放置防止条例（平成元年12月目黒区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つぎの」を「次の」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 特定小型原動機付自転車 道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。
- (3) 一般原動機付自転車 道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車等 自転車、特定小型原動機付自転車及び一般原動機付自転車をいう。
- (5) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (6) 放置 自転車等の利用者が、自転車等を道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所であって、自転車等を置くことが認められている場所以外の場所（以下「道路等」という。）に置き、かつ、当該自転車等から離れて、直ちにこれを移動することができない状態とすること又は自転車等がその状態にあることをいう。

第14条中「きた」を「来た」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 自転車 5,000円

(2) 特定小型原動機付自転車 5,000円

(3) 一般原動機付自転車 8,000円

第21条の見出し中「自転車等」の次に「及び自動二輪車」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「自転車等」の次に「及び自動二輪車」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第14条中「次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める撤去保管料を」とあるのは、「自転車等にあつては次の各号に掲げる種別に応じ当該各号に定める額を、自動二輪車にあつては16,000円を撤去保管料として」と読み替えるものとする。

第21条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、自転車置場内に自動二輪車が駐車されているときは、当該自動二輪車を撤去することができる。

付 則

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区自転車等放置防止条例第14条（同条例第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後の引取りに係る撤去保管料について適用し、同日前の引取りに係る撤去保管料については、なお従前の例による。

(説明) 撤去保管料の額を引き上げ、特定小型原動機付自転車の撤去保管料を定めるとともに、自転車置場における自動二輪車の撤去に係る規定を設け、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。